

## 第12章 大気保全行政概要

### 12.1 大気保全行政機構、執行体制

我が国の大気保全行政は、環境庁大気保全局を中心に、規制権限をもつ地方公共団体により執行されている。環境庁大気保全局は図12.1.1に示すように、局長以下企画課、大気規制課、自動車環境対策第1課、自動車環境対策第2課、大気生活環境室及び広域大気管理室の4課2室体制により、大気汚染、騒音、振動、悪臭、オゾン層保護、酸性雨対策行政を執行している。

また、企画調整局において公害防止計画策定、大気汚染健康被害者補償予防制度関係業務にあたるほか、他省庁で行う大気汚染対策研究、燃料供給改善、省エネルギー政策の調整にあたっている。

大気保全行政における国と地方公共団体との分担に関しては、おおむね国が全国的な広域的な基準設定や地方公共団体への補助事業を推進し、地方公共団体が規制、監視などの業務執行に当たっている。

例えば、大気汚染防止法による大気汚染物質の排出規制に関しては、国は規制対象施設・排出基準設定に関して環境大気中の汚染物質の実態、汚染物質排出施設と排出防止技術の実態を調査して実施し、地方公共団体は煤煙排出者の届け出審査、工場立入検査、改善指導と命令、常時監視などの行政業務を執行している。

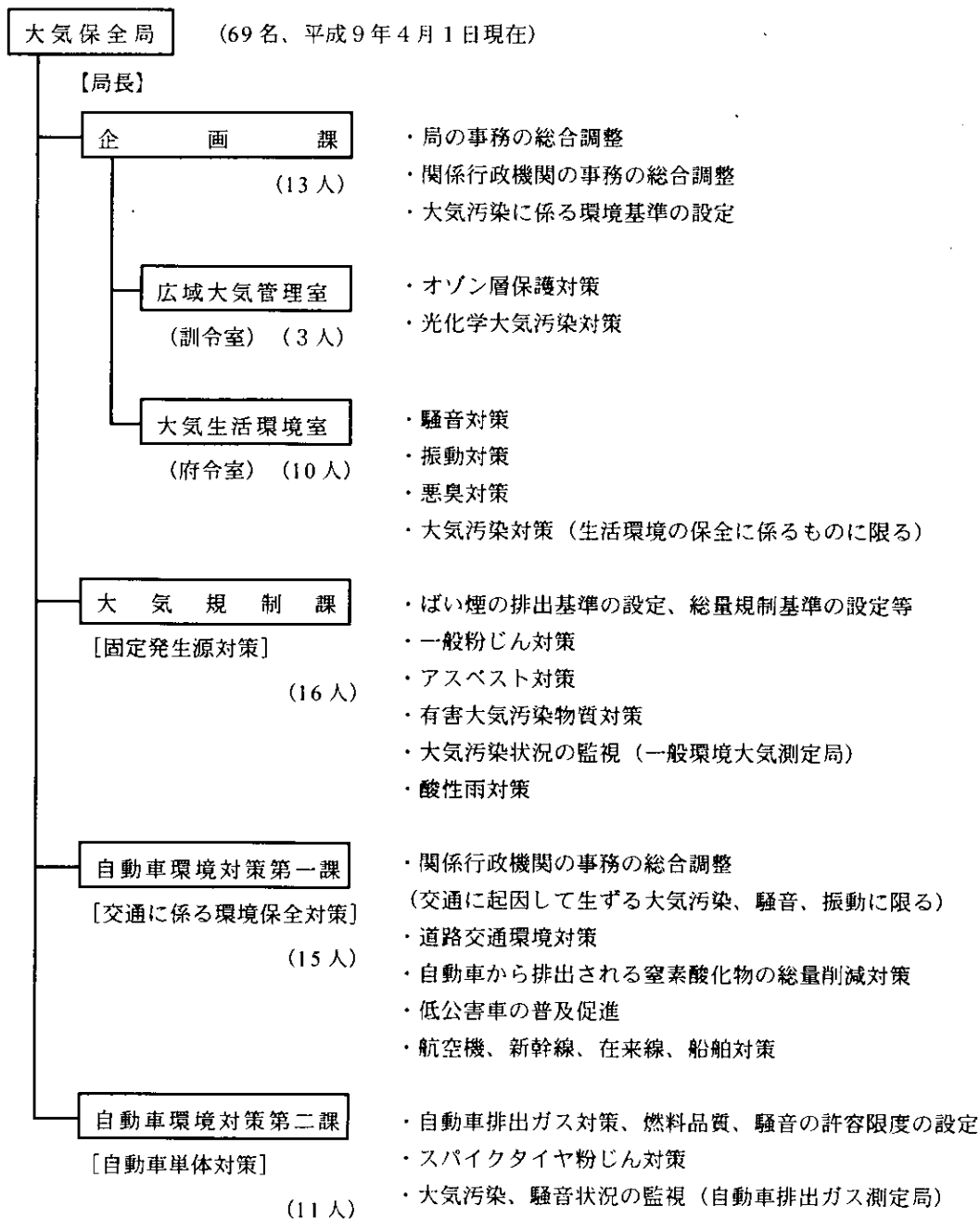
さらに、指定煤煙についての総量規制に関しては、国は規制対象地域・規制対象物質の設定と総量規制マニュアルや汚染物質測定技術を確定し、地方公共団体は幾多の技術調査を行い、総量規制の基礎である総量削減計画を策定して総量規制基準を定め、改善命令などの総量規制の実行に関する業務を進めている。

自動車排出ガスに関しては、国は自動車排出ガスの許容限度及び自動車燃料品質の許容限度と設定に関する業務を、地方公共団体は道路周辺の自動車排出ガス濃度を測定し、その結果に基づき関係行政機関への必要事項の要請や意見を述べている。なお、大気汚染防止法による常時監視に関しては、地方公共団体が測定局を維持運営し、大気汚染状況の監視を継続しており、このデータの全国的取りまとめは大気保全局が実行し『環境白書』、『大気測定局測定結果報告書』を編集してデータ周知を図っている。

さらに、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法においては、国は総量削減基本方針を制定、規制対象地域の指定、特定自動車排出基準の設定にあたり、地方公共団体は総量削減基本方針に基づき総量削減計画を策定している。

また、大気保全局は悪臭防止法に関する悪臭物質やその基準の設定、その測定法指定にあたっている。

その他、大気保全局では環境基本法による環境基準（大気関係）の設定、測定指針や管理マニュアルの編集、公害防止計画関連事務、オゾン層保護など地球環境問題、国際協力関連行政の推進にも積極的に取り組んでいる。



\* 大気保全局の所管法律

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法

図 12.1.1 環境庁大気保全局の組織と所管法律